

## 少額減価償却資産、一括償却資産についての特例

少額減価償却資産（取得価額 10 万円未満）又は使用可能期間 1 年未満の減価償却資産は、それを事業の用に供した事業年度に取得価額相当額を損金経理したときは、その金額の損金算入が認められます。

一括償却資産（取得価額 20 万円未満）については、選択により事業年度ごと一括して 3 年間で均等償却することもできます。

また、青色申告法人である中小企業者等が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、「取得価額 30 万円未満の減価償却資産」を取得し事業の用に供した場合には、その事業年度において当該少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円に達するまで、取得年度において損金算入することができます。

## 【減価償却資産の取得価額別処理方法】

少額の減価償却資産の取得価額の金額別、法人別の処理をまとめると次のようになります。

取得価額	中小企業者等	中小企業者以外
10万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 全額損金算入</li> <li>— 一括償却(3年均等)</li> <li>— 資産計上(減価償却)</li> </ul>	選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 全額損金算入</li> <li>— 一括償却(3年均等)</li> <li>— 資産計上(減価償却)</li> </ul>
10万円以上 20万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 全額損金算入(特例上限300万円)</li> <li>— 一括償却(3年均等)</li> <li>— 資産計上(減価償却)</li> </ul>	選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 一括償却(3年均等)</li> <li>— 資産計上(減価償却)</li> </ul>
20万円以上 30万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 全額損金算入(特例上限300万円)</li> <li>— 資産計上(減価償却)</li> </ul>	資産計上(減価償却)
30万円以上	資産計上(減価償却)	資産計上(減価償却)

## 【中小企業者とは】

ここでいう中小企業者等とは資本金 1 億円以下の法人で、次の①、②の両方の要件を満たしている法人等をいいます。

- ①同一の大規模法人（資本金 1 億円超の法人）の持株割合等が 50%未満
- ②大規模法人全体の持株割合等が 3 分の 2 未満